

江田島市行財政経営計画

第4次江田島市財政計画
第5次江田島市行財政改革実施計画

～自立した基礎自治体としてあり続けるために～



令和7年3月

江 田 島 市

【 目 次 】

	ページ
自立した基礎自治体としてあり続けるために	1
I 計画の概要	2
1 計画の目的	3
(1) 「過去」を振り返る。	3
(2) 「現在 (いま)」を見つめる。	5
(3) 「未来」を描く。	7
2 計画の期間	8
3 計画策定の範囲	8
(1) 財政の状況について	8
(2) 行財政改革の推進について	8
4 計画の見直し	8
(1) 財政の状況について	8
(2) 行財政改革の推進について	8
5 計画の構成	8
II 財政の状況	9
1 人口の推移	10
2 これまでの財政状況と今後の収支見通し	11
(1) 収支見通しの作成に当たって	11
(2) 決算規模の推移と収支の見通し	12
(3) 歳 入	14
(4) 歳 出	16
(5) 基 金	18
(6) 市 債	20
(7) 経常収支比率	22
3 財政運営の健全化のために	24
III 行財政改革の推進	25
1 基本方針と取組項目	25
2 実行項目	26
3 進行管理	29

自立した基礎自治体としてあり続けるために

明治初期、私たちの故郷、能美島・江田島には、17の村がありました。

明治21年、市町村制が制定され、地方自治行政を実現するため、ここから時代の変遷とともに3回にわたり、国が行う最大の行財政改革である大合併が行われました。いわゆる、明治、昭和、平成の大合併です。

明治の大合併 (明治21年/1888年～)	近代的地方自治の基盤を整備することを目的として、小学校や戸籍の事務を行うため、戸数を300～500戸を標準として進められ、その結果、17村が、江田島村、高田村、中村、鹿川村、三高村、沖村、深江村、大原村及び飛渡瀬村の9村に合併されました。
昭和の大合併 (昭和28年/1953年～)	戦後の地方自治、特に市町村の役割を強化する必要から、中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8千人を標準として進められ、その結果、江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の4町に合併されました。
平成の大合併 (平成11年/1999年～)	地方分権の推進の中で、与党の『市町村合併後の自治体数1,000を目標とする』という方針を踏まえ、基礎自治体の基盤整備のための財政支援による自主的な合併が推進され、平成16年11月1日、4町が合併して江田島市が誕生しました。

地方自治制度の創成期から、100年余りの間に行われた制度改正により、私たちの故郷は集落の成り立ちやまちの姿を少しずつ社会情勢に対応させながら、豊かな自然に包まれ温かい人々の営みに満ちた住みよいまちづくりに向けた歩みを続けています。

国が設置している、地方制度調査会でまとめられた、「第33次地方制度調査会答申（令和5年12月21日）」では、今後の地方行政には、「デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応」「地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携」及び「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」が必要であると掲げています。

その上で、対応が必要な上記の3点を通じて、基礎自治体として、地域で住民が快適で安心な暮らしを営むことができるよう役割を担うためには、情報共有・コミュニケーションの重要性が指摘されています。

地方自治制度の推移の中で、私たちの先達が、「恵み多き島」を守り続けたように、これからも自立した基礎自治体としてあり続けるために、地方自治、住民自治のあり方が、大きな転換期を迎えていることを、まちづくりに関わる全ての人々が自覚する必要があります。

本市では、「江田島市総合計画」に次なる10年のまちの将来像を掲げて施策を推進しており、本計画は、その下支えとなる「江田島市行財政改革大綱」に基づき、自立した基礎自治体としてあり続けるため、全職員が財政の現状と今後を見通し、行財政経営に対する基本的な考え方を共有し「どのようなまちを実現したいのか」議論を重ねることができるよう、その土台を整えていくための取組の指針とします。

I 計画の概要

本計画は「第3次江田島市総合計画」に掲げた、めざす姿の実現を下支えするため、本市の財政運営の指針となる「第4次江田島市財政計画」と、第5次江田島市行財政改革大綱の実施計画となる「第5次江田島市行財政改革実施計画」を一体化した計画です。

自立した基礎自治体であり続ける行財政経営を行っていくため、次の取組を進めます。

- これまでのまちづくりと財政運営を振り返ります。
- 職員全体で財政の現状を共有し、予算規模の適正化に取り組みます。
- 人口減少に対応するための、事務改善を行います。
- 職員の意識改革を図るとともに、人材の確保に努めます。
- 行財政改革の推進を通じて、まちづくりに自覚と誇りをもって、行政経営を実行できる職員の育成を図り、「第3次江田島市総合計画」に掲げた、めざす姿を実現するための組織力を高めます。



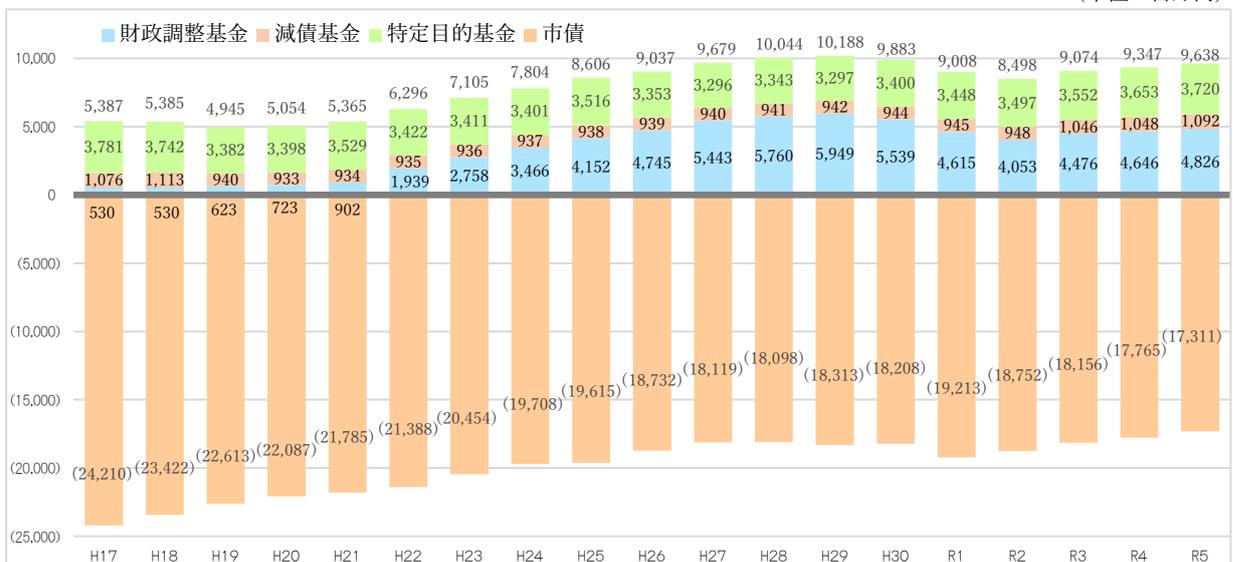
図1：「行財政経営計画」の位置づけについて【イメージ図】

1 計画の目的

(1) 「過去」を振り返る。

- 平成16年11月1日に、江田島町、能美町、沖美町及び大柿町の4町が合併し、江田島市として歩み始めて20年。令和6年11月から、21年目を迎えています。
- 新市としての1期10年は、「江田島市総合計画（平成17年度～平成26年度）」の目指す「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」を将来の都市像に描き、まちづくりを進めてきました。
- 2期10年は、第1次計画で掲げた基本コンセプトを継承した、「第2次江田島市総合計画（平成27年度～令和6年度）」を策定し、10年後の目指す姿を「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」として、まちづくりを進めてきました。
- 合併した新市に対する国からの財政的な支援は、大きく2つありました。
普通交付税の合併特例加算と、償還金の7割が交付税で補てんされる合併特例債です。
この財政支援を受けながら、「江田島市財政計画」に基づく財政運営を進め、財政運営の安定化のための財政調整基金や将来のまちづくりのための地域振興基金を積み立てました。

(単位：百万円)



グラフ1：基金と市債残高の推移

基金残高は、普通交付税の合併特例加算や1市4制度の見直しなどの行財政改革の取組等による決算の実質収支の一部を積み立てることで、残高が増加しています。

【財政調整基金：42億9千万円増：H17・5億3千万円⇒R5・48億2千万円】

災害復旧事業経費や社会保障費等の増加により、令和2年度まで財政調整基金の取崩しを行いました。令和3年度以降は取り崩していません。

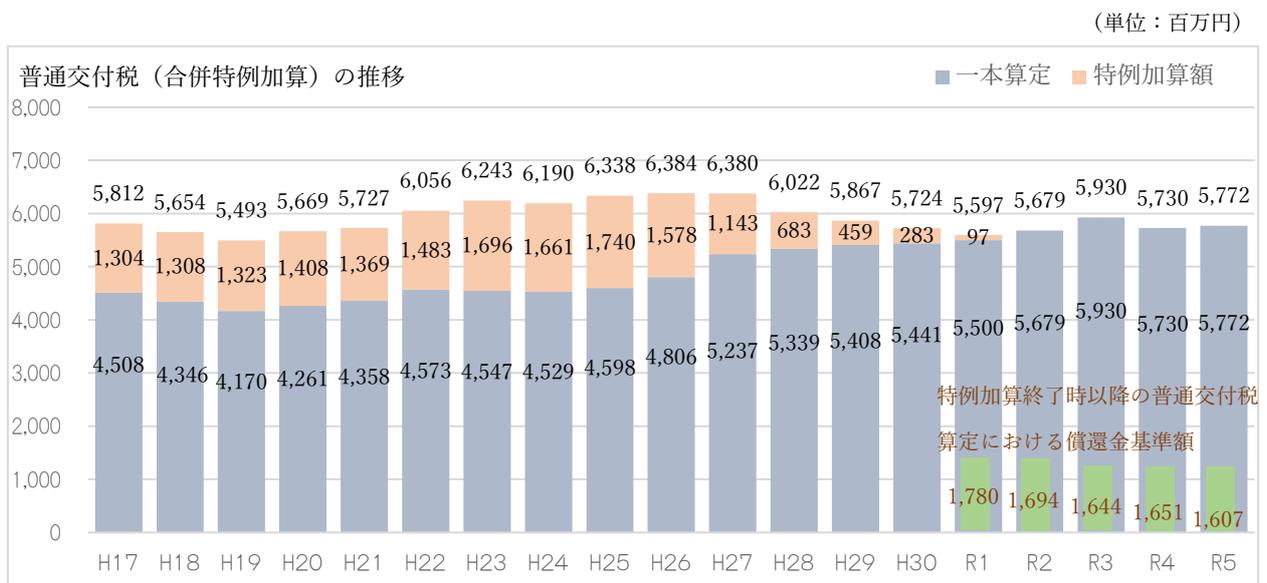
今後は、社会保障費やインフラ施設等の維持管理費の増加が見込まれます。

合併時に4町の町債を合算した市債残高は、非常に多かったことから、抑制を図ってきました。

【市債：約69億円減：H17・約242億円⇒R5・約173億円】

- 総合計画・財政計画に基づくまちづくりの推進
- 行財政改革による3つの過剰の解消
- 普通交付税の合併特例加算の終了（令和元年度）

- さらに「江田島市行財政改革実施計画（第1次：平成17年度）（第2次：平成22年度）（第3次：平成27年度）（第4次：令和2年度）」を策定。単独市制の基礎固めとして、健全な行財政運営を図るため、顕在化した3つの過剰（職員、施設、負債）の解消を目指し、スリムで効率的な行財政運営に取り組みました。
- また、本市の最上位計画となる「江田島市総合計画」で掲げたまちの将来像を具現化するためには、その裏付けとなる財源を確保する必要があります。
 そのため、合併以降20年間に渡って「財政計画」による基本的な枠組みを定め、「行財政改革大綱」によって、市の安定した行政経営を支えるための歩みを一歩ずつ進めてきました。
- まちの将来を見据え、協働のまちづくりの拠点となる市民センターや交流プラザの整備、子育てや教育の環境を整えるための保育施設や小・中学校、給食センターの建設、まちの玄関口となる港湾施設の整備など、新しいまちの基盤づくりは、国からの財政支援がなければ実現できませんでした。
- 合併した市町を支援するための、普通交付税の加算措置は、令和元年度で終了しています。さらに、まちの基盤づくりに活用してきた合併特例債についても令和6年度に、発行期限を迎えます。
 なお、人口減少などにより、市税収入も減少傾向にあります。（▶P10参照）



グラフ2：普通交付税（合併特例加算）の推移

普通交付税は、合併から10年間（平成17年度～平成26年度）については、毎年平均約1.4億円の合併特例加算がありました。合併特例加算は、平成27年度からの5年間で段階的に縮減され、令和元年度で合併特例加算は終了しました。

(2)「現在（いま）」を見つめる。

- 本計画の計画期間は、「第3次江田島市総合計画（令和7年度～令和16年度）」の上半期となり、自立した基礎自治体としてあり続けるための行財政経営の方針を確立するための時期となります。
- これまで合併特例債等を活用して「総合計画」に基づく、まちの基盤づくりを進めてきました。これらの整備費用を補うため、一時的に財政調整基金を充てるといった予算編成が行われる年度もありました。
こうした予算編成によって、一部には、「必要なものは必要。基金や起債で何とかなる。」といった誤った認識が醸成されてしまったことは、否めません。
- さらに、財源不足を基金等で補いながら財政運営を進めてきたことにより、**経常収支比率**は、過去5年間で0.4ポイントの下降（令和元年度98.3%⇒令和5年度97.9%）に留まり、財政の硬直化は改善されていません。
- 社会保障費やインフラ施設等の維持管理費用が増加する中、具体的な打開策を講じることなく、これまでの財政運営を継続すると、まちの将来に不安要素を抱え、投資的事業や政策的経費だけでなく、既存の事業も実施できなくなります。財政運営の健全化に向け、100%に迫る経常収支比率を改善することは、喫緊の課題となっています。
- 次章では、合併からこれまでの財政状況と今後の収支見通しを、項目別に示しています。これまでの合併市への財政支援策（普通交付税の合併特例加算、合併特例債の発行）とまちづくりの基盤整備、基金と市債の状況を改めて認識してください。

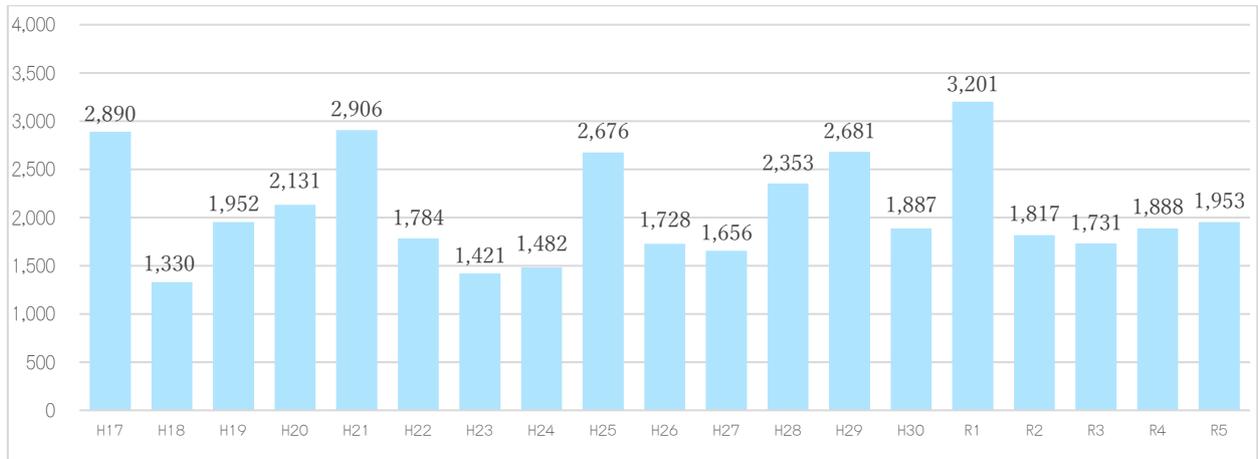


毎年、経常的に収入される歳入（市税や地方交付税など）のうち、どの程度、経常的に支出される歳出（人件費や公債費など）に使われているかを示す経常収支比率は、令和5年度が97.9%で、令和4年度の97.1%から上昇し、財政の硬直化（ゆとりがない状況）が進んでいます。

今後、経常的な歳入の減少が見込まれる中、一層の経常経費の削減に取り組まなければ、投資的経費や新規事業を実施するための財源を確保することが困難な状況となります。

- 経常収支比率の高止まり（財政の硬直化）
- まちづくりのための投資的事業費の確保

（単位：百万円）



グラフ4：一般会計普通建設事業費決算の推移

まちづくりのための普通建設事業費は、合併以降から現在まで平均1.6～1.8億円規模で推移しています。

新市建設計画・総合計画に基づく事業のうち、大規模な施設整備を行った年度には、一時的に増加しています。将来のまちづくりのためには、一定規模の投資的経費を確保する必要があります。

新市建設計画の状況			
期間	H16～H26	H27～R1	R2～R6
	当初の計画期間(10年)	第1回目の合併特例債の期限延長(5年)	第2回目の期限延長(5年)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○合併以前の旧町から実施していた事業の継続と完了を図る <ul style="list-style-type: none"> ・港湾建設事業県負担金（小用港、中田港、三高港など） ・担い手育成畑地総合整備事業県負担金 ・八王寺農道整備 ・林道大須線整備 ○施設の統廃合による整備 <ul style="list-style-type: none"> ・江田島小学校校舎新築 ・能美中学校校舎新築 ・西能美学校給食共同調理場新築 ・鹿川小学校校舎新築 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・美能住宅新築 ・新きとう住宅新築 ・消防車両の更新 ・前処理センター整備 ・ゴミ焼却施設解体 ・切串ふれあい公園整備 ○基金造成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興基金の造成 ○特別会計・企業会計 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業（管渠・処理場整備）（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水） ・水道事業（老朽管更新） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎整備事業 ・市民センター整備事業（新築：沖美、改修：江田島、能美） ・交流プラザ整備事業（宮ノ原、深江、秋月、高田、鷲部、鹿川） ・消防庁舎整備（本部（署）・出張所） ○施設の統廃合による整備 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園おおがき改修 ・認定こども園えたじま新築 ・認定こども園のうみ新築 ○当初計画からの継続 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾建設事業県負担金（小用港、中田港、三高港など） ・消防車両の更新 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター新築 ・江田島小学校屋内運動場新築 ・三高小学校屋内運動場改修 ・切串小学校校舎改修 ○特別会計・企業会計 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業（管渠整備）（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水） ・水道事業（老朽管更新） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民センター整備事業（大柿） ・交流プラザ整備事業（三高、切串、飛渡瀬、大幸、柿浦） ○当初計画からの継続 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾建設事業県負担金（小用港、三高港など） ・消防車両の更新 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園きりくし整備事業 ・都市下水道・排水機場整備 ○特別会計・企業会計 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業（管渠整備）（公共下水道、特定環境保全公共下水道） ・水道事業（老朽管更新） ・船舶建造事業（高速艇）

表1：新市建設計画の状況（主な事業）

平成16年11月1日の合併以降、「新市建設計画」及び「江田島市総合計画」に基づき、まちづくりに努めてきました。新市建設計画は、2回の期限延長により令和6年度までとなっています。

(3)「未来」を描く。

- 令和7年度以降、合併市町に対する国からの有利な財政支援策はなくなります。
本計画では、これを見据えた中長期的な視点で計画的かつ着実に改革を推進することの必要性、財政の現状を職員全体で共有することから取組を始めます。
- 歳入に見合った予算を編成することで、財政規模の適正化に取り組みます。
新たな歳入の確保に努めるとともに、各部局で、所管事業ごとに必要性を整理し、「選択と集中」により、施策・事業を構築する予算編成を目指します。
- 近年多発する「大規模災害」に加えて、2040年頃にかけて顕在化する「リスク」として、「生産年齢人口の減少によるサービスの提供や地域経済活動等の制約」、「介護需要の高まりや高齢者単身世帯の増加」、及び「インフラの老朽化に伴う更新需要の集中」などがあります。
- 人口減少を見据えて、DXの推進やアウトソーシングの導入に向けた事務工程の見直しにより、効果的で効率的な組織づくりを行う必要があります。
- 時代に沿った行政運営を行うため、専門人材の確保に努めるとともに、行政の役割の変化に対応し、職務遂行に必要な知識・技能を持った職員を育成します。
- まちの「未来」を描くためには、まちづくりを支える全ての人々が、どのような未来を実現したいのか、資源に制約がある中で何が可能なのか、議論を重ね、目指すビジョンを共有することが大切です。
このため、本計画に基づく行財政改革を推進し、議論に当たって必要となる行財政経営に関する基本的な考え方の浸透を図ります。

- 合併特例債発行期限の終了（令和6年度）
 - 事務事業の見直しによる事業の「選択と集中」
 - まちづくりのビジョンを共有するための取組



2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 計画策定の範囲

(1) 財政の状況について

普通会計（一般会計及び港湾管理の特別会計）

※住宅新築資金貸付事業は令和5年度廃止

(2) 行財政改革の推進について

「第5次江田島市行財政改革大綱」に掲げる三つの基本方針に基づく取組

基本方針

- | |
|----------------------|
| ①歳入規模に見合った持続可能な財政運営 |
| ②人口減少を見据えた行政運営 |
| ③時代に沿った意識改革と人材確保等の推進 |

4 計画の見直し

(1) 財政の状況について

- 事業の具体化について、方向性が定まっていない事業費は、計上していません。
計画期間内に一定の方向性が定まった段階で事業の追加や見直しをします。
- 国の施策の変更や市民ニーズ等による要因について考慮する必要があるため、毎年度、決算後に収支見直しを見直します。

(2) 行財政改革の推進について

- 行財政改革大綱の三つの基本方針に掲げる取組項目の下、実行項目を策定します。
改革の実施状況をフォローアップの上、毎年度公表するとともに、随時見直します。

5 計画の構成

- 「第3次江田島市総合計画」に基づく施策・事業を効率的かつ計画的に推進するため、中期的な財政収支を推計し、これを基に現在及び将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保する指針とします。
- 安定した行財政運営を確立するため、「第5次江田島市行財政改革大綱」に基づく行財政改革推進の実行項目を掲げ、行政運営上の課題解決に資する取組の指針とします。

II 財政の状況

平成16年11月の江能4町の合併から20年目を迎え、これまで「江田島市」としてのまちづくりを進めるために活用してきた、普通交付税の合併特例加算や合併特例債などの財政支援が終了しています。

こうした中、人口減少による市税等の歳入の減少が見込まれる中、高齢化の進行による社会保障費、老朽化した施設の更新や維持管理費の増加などにより、厳しい行財政運営が今後見込まれます。厳しい財政状況にあっても、市民サービスの水準を維持しながら、健全な財政運営を継続していくために必要な歳出の削減や歳入の確保、基金や市債の計画的な活用を考えていく必要があります。

このたびの行財政経営計画は、前計画を引き継ぎ、過去の推移から今後の見通しを見開きで見ることができるようにしました。

江田島市が誕生してから現在までの財政状況を振り返り、現状と今後の見通しへの一連のつながりの中で、持続可能な江田島市の財政運営に向けて、課題を共有し、取り組んでいくための指針とします。

【各項目のポイント】

人口の推移

- 人口減少と少子高齢化の進行
- 人口減少に伴う一般財源の減少

決算規模の推移と収支の見通し

- 歳入の減少と歳入を上回る歳出による財源不足

歳入

- 市税等一般財源の減少
- 国・県支出金など特定財源の確保の必要性
- あらゆる資源・制度を活用した歳入確保

歳出

- 大きな割合を占める義務的経費
- 事業見直しによる歳出の削減と政策的経費枠の確保

基金

- 財源不足補てんのための取崩しによる基金の減少
- 特定目的基金の有効活用の検討
- 一定規模の基金の確保の必要性

市債

- 借入の抑制による市債残高の減少
- 計画的な借入による償還額のコントロール

経常収支比率

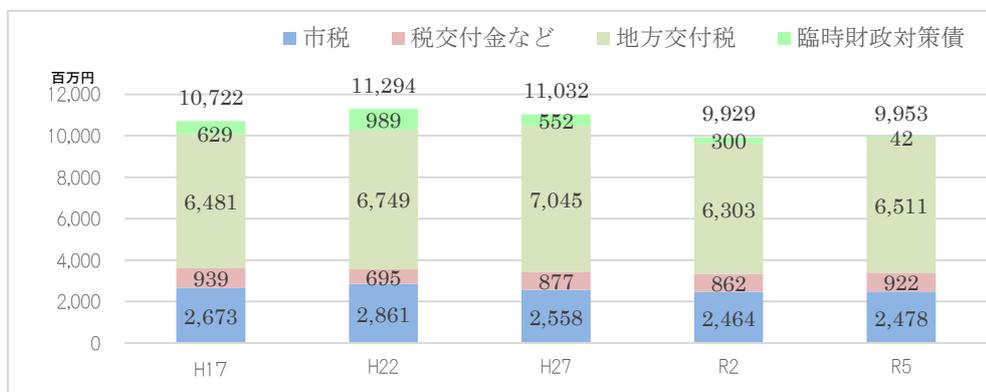
- 財政の硬直化の進行
- 経常収支比率の改善に向けた、歳出の削減や外部財源の獲得の必要性

1 人口の推移



グラフ5：年齢3区分別人口と高齢化率の推移（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計資料より）
※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない

本市の人口は、昭和22年の63,560人をピークに、減少の一途をたどっています。合併後の平成17年の人口29,939人に対し、令和2年には21,930人に減少し、10年後の令和17年には15,482人まで減少すると見込まれています。高齢化率は、平成17年の31.7%に対し、令和2年には43.7%と上昇し、10年後の令和17年には46.6%まで上昇すると見込まれています。



グラフ6：主な一般財源の推移

H22の市税の増は、H19の地方分権の推進のための、国税（所得税）から地方税（市税）への税源移譲による増加です。H27の地方交付税の増は、H26からの交付税の算定見直しによる増加の影響と考えられます。

令和2年度から令和5年度にかけては、市税、地方交付税とも減少していないものの、人口減少に伴い、今後は市税をはじめとした一般財源の減少が見込まれています。

2 これまでの財政状況と今後の収支見通し

(1) 収支見通しの作成に当たって

- 収支見通しの作成については、次の考え方で推計を行いました。令和6年度当初予算ベースの推計を過去の平均執行率により決算見込ベースに置き換え、以降も同様としています。

【歳入】

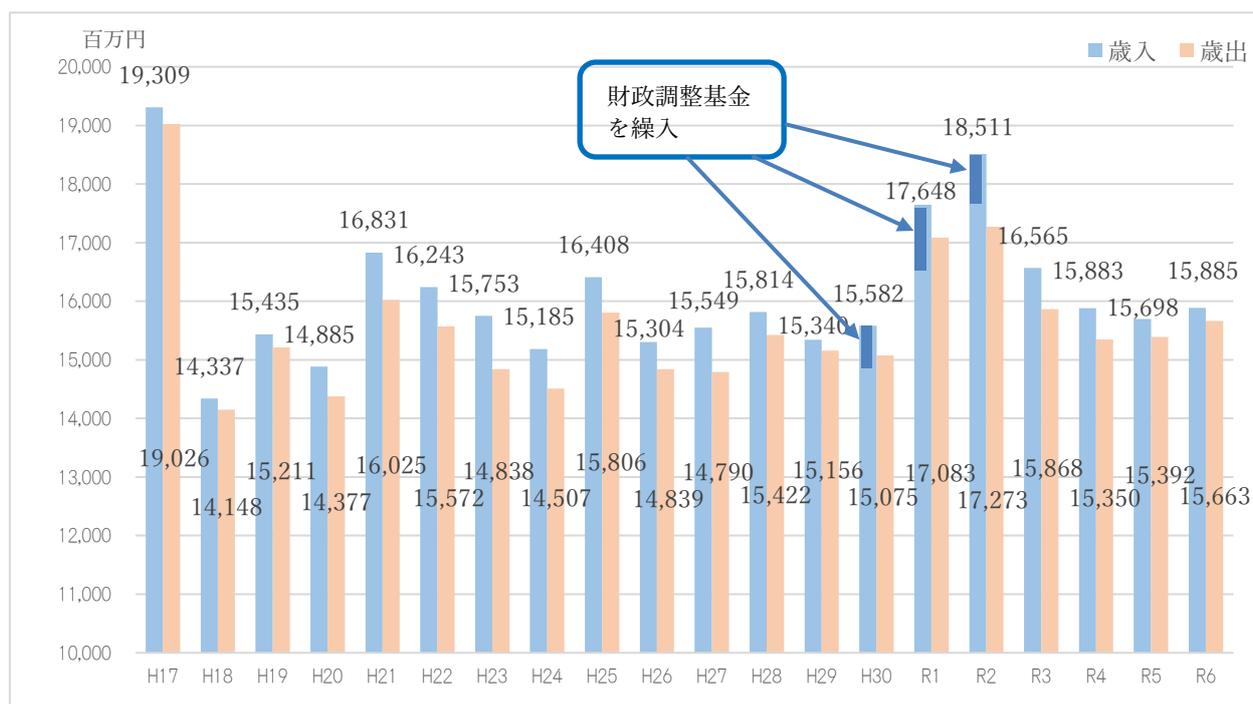
市税	人口減少に伴う個人市民税の減少や固定資産税の減少を見込みました。
税交付金	市税同様、人口減少などによる国からの交付金の減少を見込みました。
普通交付税	合併特例加算の終了に伴う減少及び人口減少に伴う減少を見込みました。
分担金負担金、使用料手数料	現状規模の推移で見込みました。
財産収入、諸収入など	財産収入、諸収入などは、現状規模の推移で見込みました。繰入金は、特定目的基金の繰入を現状規模で見込みました。財源不足に伴う財政調整基金の繰入は見込んでいません。
国庫・県支出金	事務事業に対するものは現状の事業に対する規模で、建設事業に対するものは、歳出の事業規模により見込みました。
市債	港湾建設事業県負担金など毎年定期的な実施される事業の借入を見込んでいます。実施が具体化されていない事業への充当分については、見込んでいません。

【歳出】

人件費	定員管理計画による予定職員数により、見込みました。
扶助費	現在の事業をそのまま継続して実施するものと仮定して見込みました。
公債費	既存の借入分の償還に、現段階の借入予定の償還を加え、見込みました。
投資的経費	普通建設事業費は、毎年実施される施設の維持改修関係の事業費及び補助事業を見込みました。ただし、実施が具体化されていない事業は、見込んでいません。
その他経費	物件費、補助費などのその他の経費は、現在の事業をそのまま継続して実施するものと仮定して見込みました。

- 推計期間は、第4次財政計画期間の令和7年度～令和11年度（5年間）で、令和12年度以降の収支見通しは、参考として示しています。
- 収支の見通しは、毎年度決算後に見直します。また、新たに事業が具体化したものについて、反映させます。

(2) 決算規模の推移と収支の見通し



グラフ7： 普通会計の決算規模の推移

合併直後の平成17年度は、合併市のまちづくりのための地域振興基金（23億3千万円）を造成したことなどにより、決算規模が増加しています。令和元年と令和2年については、新型コロナウイルス感染症対策事業の増加により、決算規模が170億円を超えています。そのほかの年度は、140億～160億円の間で推移しています。

保育施設及び小・中学校の統廃合や公共施設の再編整備などに伴う大規模事業がある年度で、150億～160億円台の規模となっています。

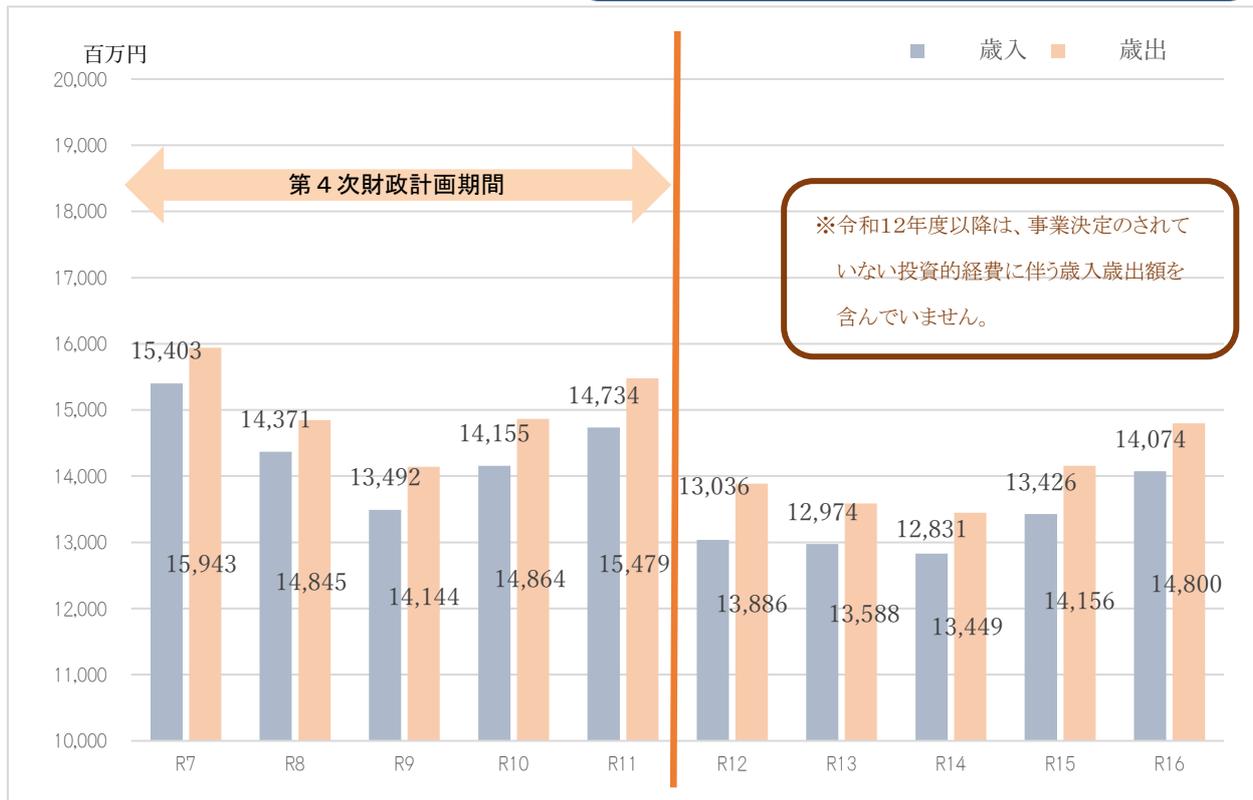
合併に伴う財政支援を基に、新市建設計画・総合計画に基づく各事業に取り組んできました。また、各年度の決算における剰余金の一部を基金に積立てることで、基金残高の増加につながりました。

しかし、災害復旧事業経費や社会保障費の増加により、平成30年度から令和2年度にかけて、財政調整基金の取崩しによる財政運営を行いました。

平成30年度～令和2年度は、財政調整基金（歳入と歳出の不均衡を調整するための基金）の繰入を行っています。

平成30年度：4.8億円
令和 元年度：9.8億円
令和 2年度：6.0億円

○歳入の減少と歳入を上回る歳出による
財源不足



グラフ 8 普通会計の収支の見通し

(単位：百万円)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
市税	2,503	2,471	2,441	2,411	2,381	2,351	2,323	2,295	2,267	2,240
税交付金	983	973	966	959	954	948	942	935	928	922
地方交付税	6,380	6,342	6,299	6,254	6,201	6,158	6,087	6,042	5,990	5,947
使用料手数料, 負担金分担金	244	351	230	228	226	224	221	219	217	215
財産収入、諸 収入など	1,249	1,078	1,012	998	984	970	956	943	930	917
国庫・県支出金	3,035	2,166	2,108	2,112	2,108	2,113	2,116	2,097	2,315	2,541
市債	1,009	990	436	1,193	1,880	272	329	300	779	1,292
歳入合計 ①	15,403	14,371	13,492	14,155	14,734	13,036	12,974	12,831	13,426	14,074
人件費	3,807	3,755	3,742	3,764	3,753	3,746	3,772	3,751	3,717	3,684
扶助費	1,845	1,767	1,764	1,761	1,758	1,755	1,753	1,751	1,749	1,748
公債費	1,925	1,835	1,827	1,850	1,819	1,791	1,579	1,545	1,580	1,526
投資的経費	2,035	1,617	996	1,719	2,352	878	790	749	1,436	2,161
その他経費	6,331	5,871	5,815	5,770	5,797	5,716	5,694	5,653	5,674	5,681
歳出合計 ②	15,943	14,845	14,144	14,864	15,479	13,886	13,588	13,449	14,156	14,800
収支(①-②)	△ 540	△ 474	△ 652	△ 709	△ 745	△ 850	△ 614	△ 618	△ 730	△ 726

表 2：普通会計の収支の見通し

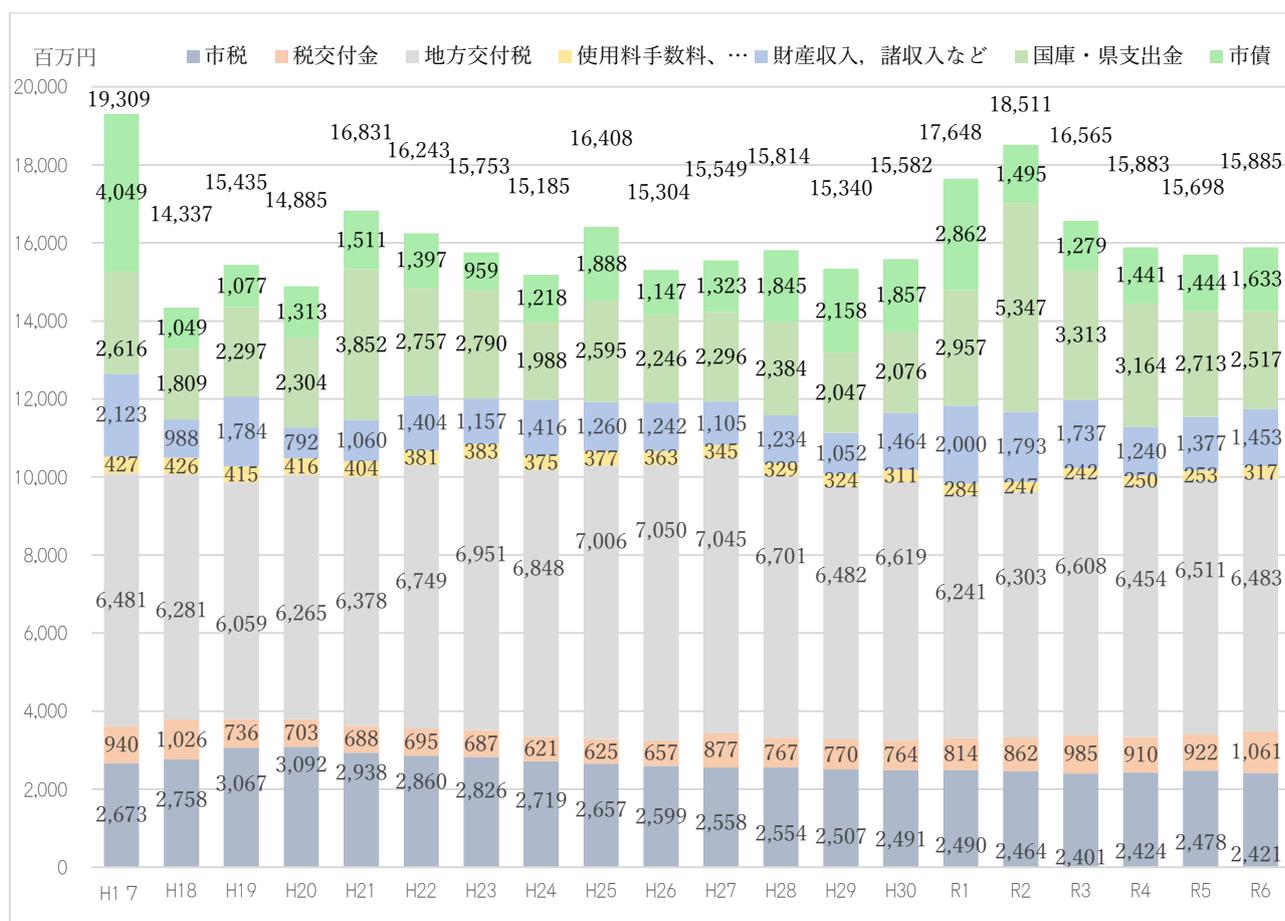
【令和 7 年度以降の収支見通し】

歳入は、人口減少に伴う市税や普通交付税の減少などにより、減少が見込まれます。

歳出は、現状の事業をそのまま継続して実施すると仮定して推計を行った結果、毎年度、多額の財源不足が見込まれます。

この財源不足に対し、これまでのような財政調整基金の取崩しによる財政運営では、数年のうち基金が大幅に減少し、10年後には枯渇するおそれがあるため、基金に頼らない財政運営に取り組んでいかなければなりません。

(3) 歳入



グラフ9 普通会計の歳入の推移

市税：歳入の根幹となる財源。市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあります。

人口減少に伴う納税義務者数の減による市民税の減少、地価の下落による固定資産税の減少により、毎年減少しています。

税交付金：国税として徴収された税を地方へ譲与・交付される財源。地方特例交付金など国の政策によって、交付されるものがあります。

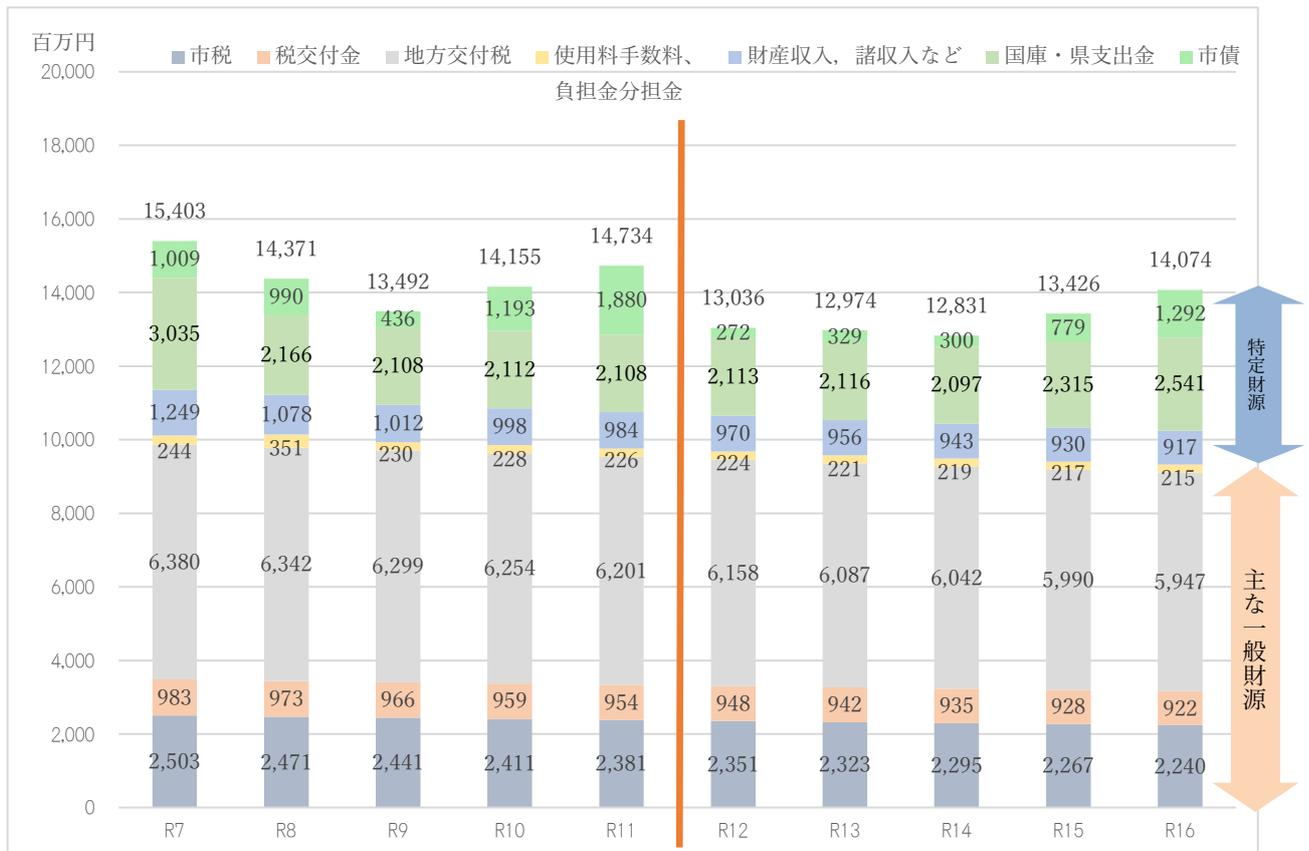
地方交付税：国税の一定割合を財源が不足する団体に対し交付される財源。このうち普通交付税は、市町村合併の財政支援として、合併特例加算がありました。しかし、平成27年度から合併特例加算の縮減が始まり、令和元年度で特例加算は終了しました。

使用料手数料、負担金分担金、財産収入、諸収入など：使用料手数料、負担金分担金は施設の統廃合や利用者の減により減少しています。財産収入は売却や貸付状況により増減しています。平成30年度以降の増加は、財政調整基金の繰入によるものです。

国庫・県支出金：国や県から事務事業や施設整備事業に交付される補助金・交付金。定額給付金の臨時的事業や施設整備の実施などにより、増減しています。

市債：公共施設の整備などのため、借り入れる財源。施設整備の実施状況により増減しています。このほか普通交付税の振替として、国に代わり地方自治体が借り入れる臨時財政対策債があります。合併特例債など市債の種類によって、その元利償還分が後年度に普通交付税へ算入されます。

- 市税等の一般財源の減少
- 国庫・県支出金など特定財源の確保の必要性
- あらゆる資源・制度を活用した歳入確保

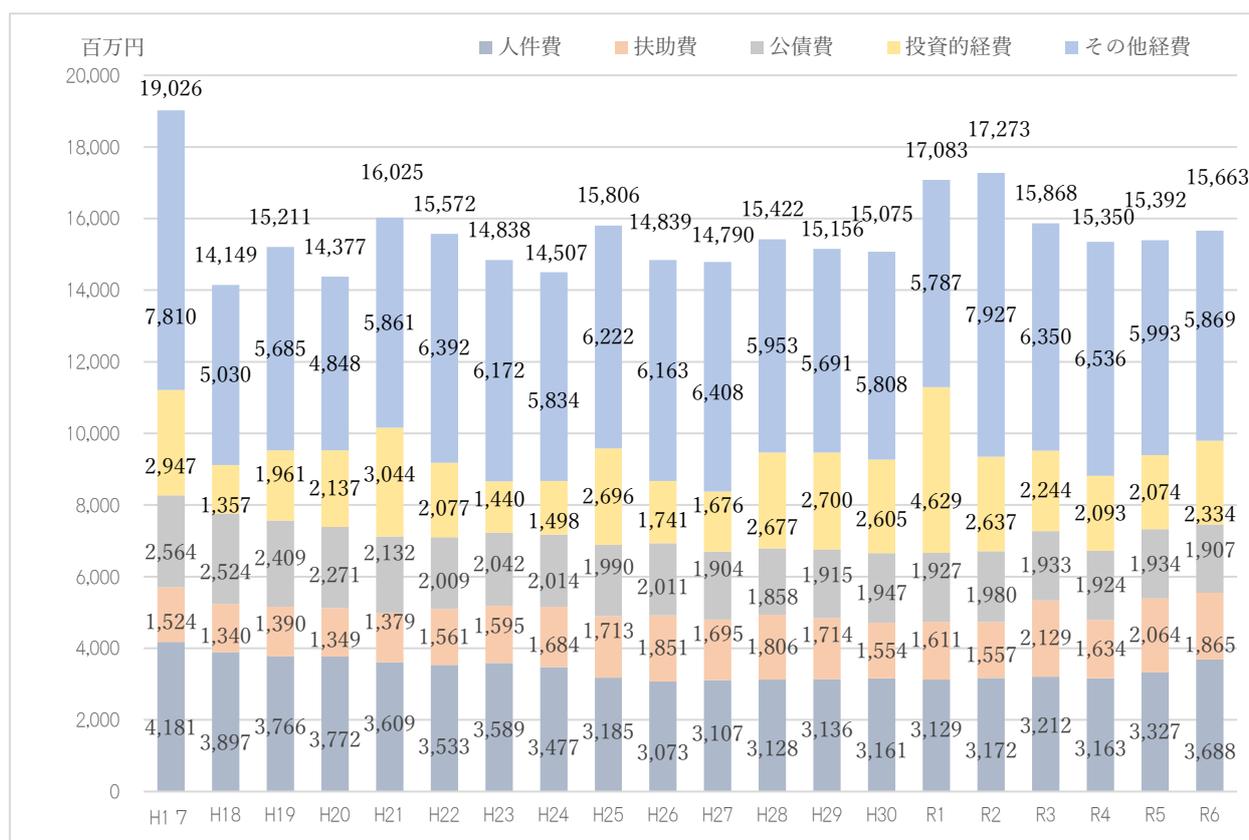


グラフ 10：普通会計の歳入の見通し

- 市 税**：人口減少による納税義務者数の減に伴う個人市民税の減や、地価の下落などに伴う固定資産税の減により、毎年減少を見込んでいます。
- 税交付金**：市税同様、人口減少などによる減少を見込んでいます。
- 地方交付税**：普通交付税は、合併特例加算措置の終了に伴い、市本来の算定となります。国勢調査人口など算定の基準となる指標により減少を見込んでいます。
- 使用料手数料、負担金分担金、財産収入、諸収入など**：施設の利用状況や財産の売却・貸付状況により異なりますが、ほぼ横ばいで見込んでいます。令和7年度以降の財源不足に伴う、基金繰入は見込んでいません。
- 国庫・県支出金**：現状の事務事業に係るもの及び建設事業の見込みに対する補助金などを見込んでいます。
- 市 債**：臨時財政対策債と事業の実施予定による借入を見込んでいます。現段階で実施が具体化していない事業の借入は見込んでいません。

市税・税交付金・地方交付税など主な一般財源の減少が、歳入規模全体に影響を与えます。国庫・県支出金などの特定財源は、国や県の施策の情報収集に努め、積極的に活用していくことが必要です。

(4) 歳 出



グラフ 11：普通会計の性質別歳出の推移

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総職員数	525	516	503	476	451	438	425	404	398	381	377	370	362	359	357	351	351	345	344	347
普通会計職員数	449	431	419	397	381	372	364	345	339	327	326	331	324	323	317	314	312	307	321	324

表 3：職員数の推移

人件費：職員の給与、特別職や各種委員の報酬などに係る費用。職員数の減などにより、減少していましたが、令和 2 年度から会計年度任用職員制度の開始により、給料などを人件費で整理したことから、増加しています。

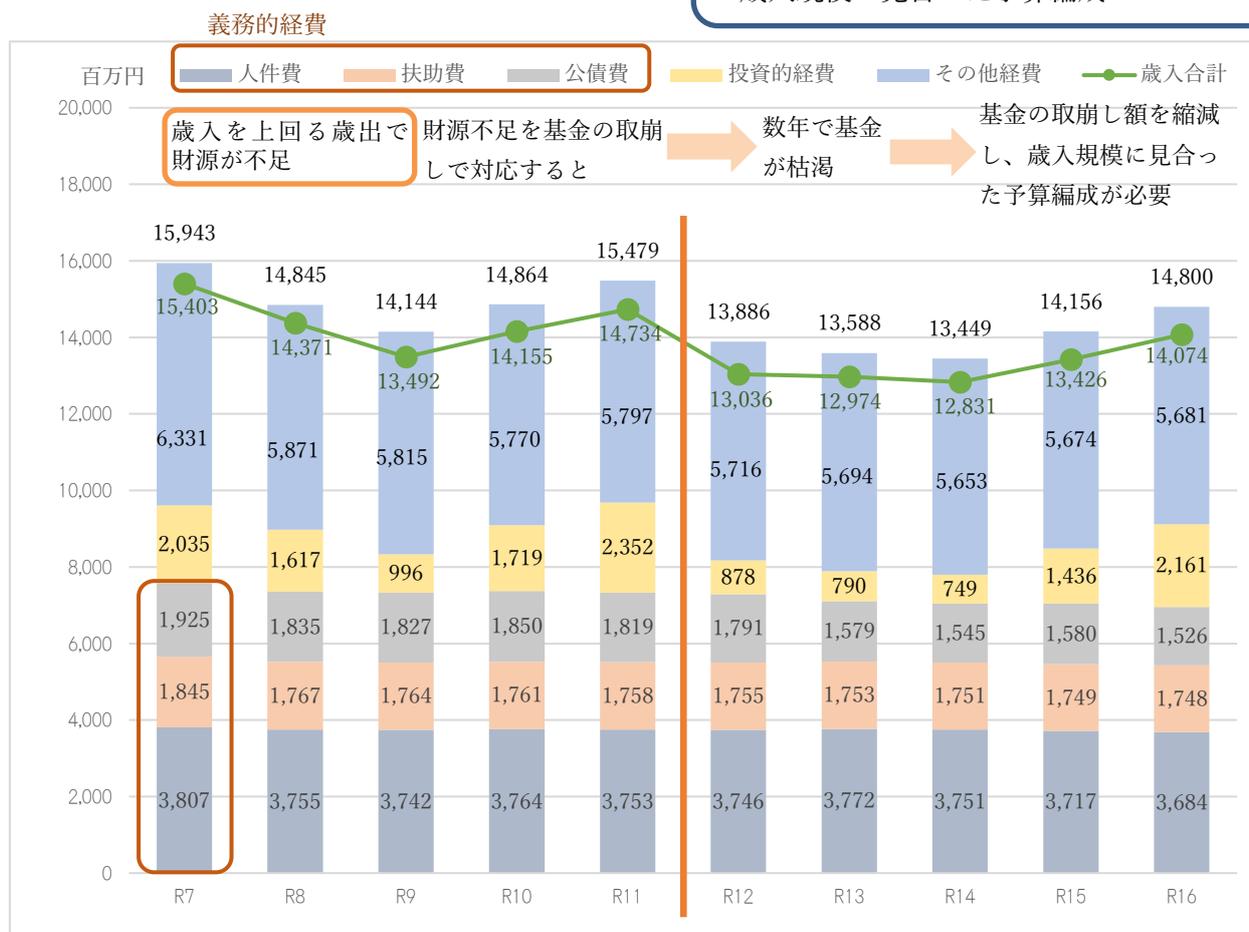
扶助費：生活保護や障害者福祉などの福祉の支援で措置される費用。対象者の増減や新たな制度の実施など年度による増減はありますが、増加しています。

公債費：市債の借入による元金や利子の償還に係る費用。旧町時代に借り入れた市債の償還終了や、合併後に市債借入の適正化を図ったことから減少しています。市債の借入金額や利率などの借入条件により、償還が増加する年度もあります。

投資的経費：道路の舗装や施設の建設や改修工事、災害復旧工事に係る費用。施設の大規模改修や建替えなどの大型の建設事業を実施した年に増加しています。

その他経費：設備の保守など施設の管理に係る委託料などの物件費や、各種補助金などの補助費、特別会計への繰出金などに係る費用。平成 1 7 年度は地域振興基金の積立により、大きくなっています。

○大きな割合を占める義務的経費
○事業見直しによる歳出の削減と歳入規模に見合った予算編成



グラフ 12：普通会計の性質別歳出の見通し

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
総職員数	343	343	333	332	331	330	329	328	327	325
普通会計職員数	320	320	310	309	308	307	306	305	304	302

表 4：職員数の見込み

人件費：昨今の雇用情勢を踏まえて見込んでいます。

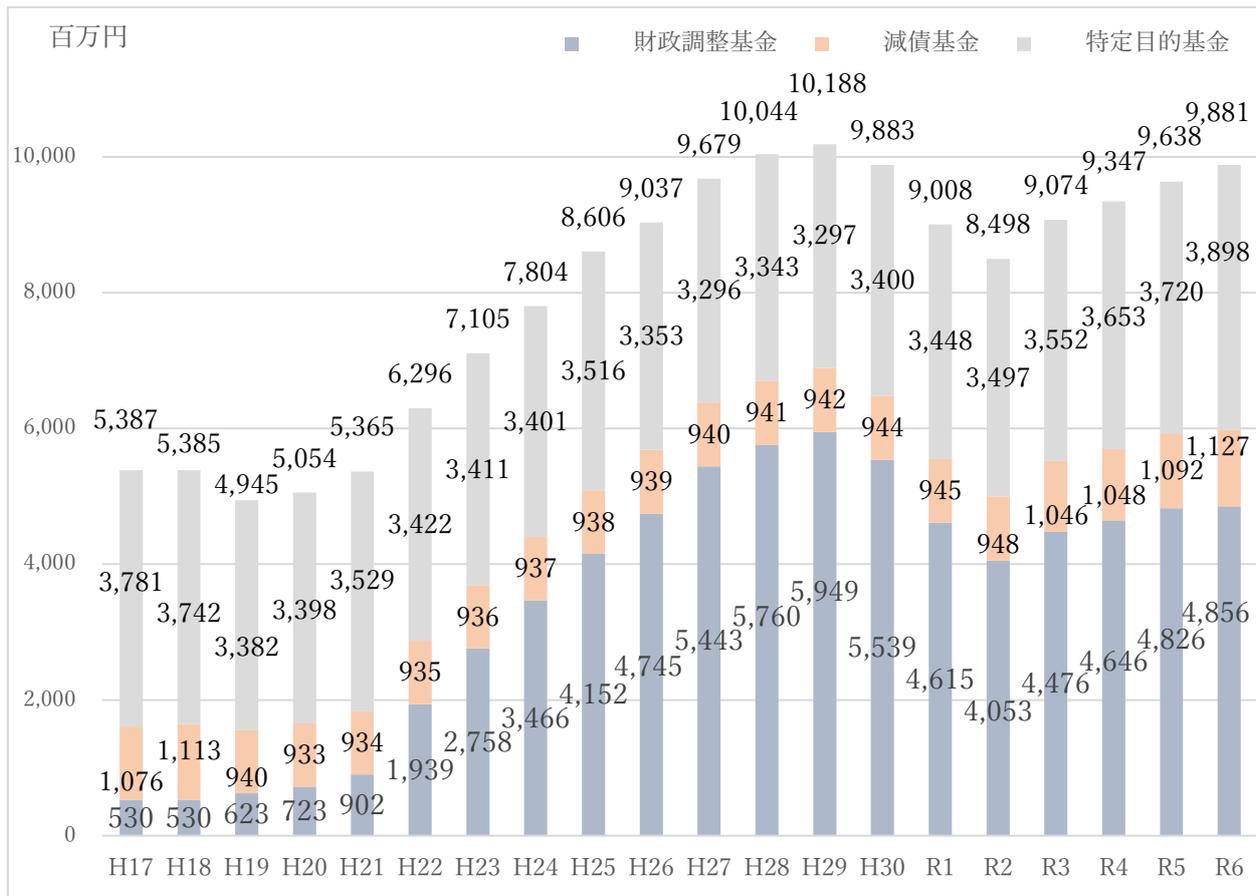
扶助費：高齢化の進行などによる増加と人口減による減少を勘案して見込んでいます。

公債費：償還終了に伴う市債残高の減少と今後予定されている借入の償還を見込んでいます。
既存の借入の償還が続くとともに、新たな借入の償還も見込むと、当分の間は、大きな負担となる見込みです。

投資的経費：火葬炉や学校設備の更新など予定されている事業による増加を見込んでいます。
合併特例債の発行期限を迎えたため、予定されている事業以外は、施設の維持補修的な工事や国・県支出金を財源とする補助事業など毎年経常的に実施する事業のみを見込んでいます。

その他経費：設備の保守など施設の維持管理費や繰出金の増加も予想されますが、人口減少などによる必然的な事業規模の縮小を見込んでいます。

(5) 基金



グラフ 13：普通会計の基金残高の推移

財政調整基金：平成17年度末残高は約5億円でした。毎年、決算の実質収支の一部を積み立てたことから、平成29年度末で、約59億円となりました。平成30年度から令和2年度まで災害復旧対策費用や、社会保障費の増により、財政調整基金を取り崩したため、基金は減少しています。

減債基金：市債の償還に必要な財源として充てることができる基金。9億円から11億円で推移しています。

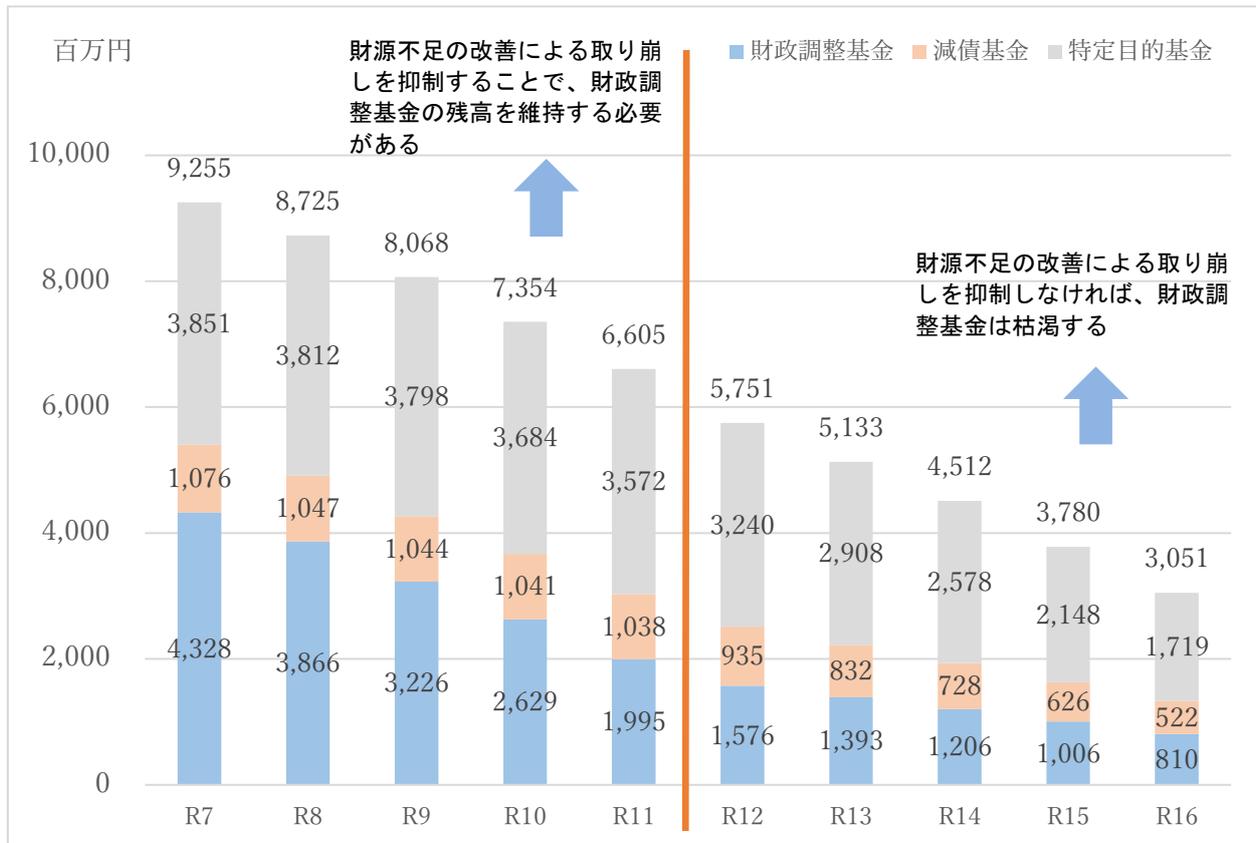
特定目的基金：平成17年度に合併特例債を活用した地域振興基金23億円の造成を行った結果、平成17年度末の基金残高は約38億円となりました。その後、設置目的が類似した基金の統合や、関連事業への充当のための取崩しを行いました。新たに積み増しも行い、基金残高は約39億円となっています。

(単位：千円)

基金名	金額	基金名	金額
ふるさと創生基金	2	灘尾弘吉先生教育振興等基金	24,094
地域福祉基金	443,594	小用地区開発事業基金	8,140
スポーツ振興基金	482	地域振興基金	2,290,189
切串新開樋門施設等整備基金	5,286	ふるさと応援基金	267,090
黒神島環境保全基金	11,986	学校施設整備基金	125,034
ふるさと・水と土の保全基金	40,741	公共施設等整備基金	443,429
ふるさと市町村圏振興基金	206,454	森林環境譲与税基金	16,106
牡蛎殻海中堆積場公害防止基金	2,726		

表 5：特定目的基金残高（令和6年度末見込み）

- 財源不足補填のための取崩しによる基金の減少
- 特定目的基金の有効活用の検討
- 一定規模の基金の確保の必要性



グラフ 14：普通会計の基金残高の見込

財政調整基金：令和7年度以降の財源不足に対応するため、これまでのように基金を取り崩す運営では、数年のうちに基金が大幅に減少し10年後には枯渇するおそれがあります。

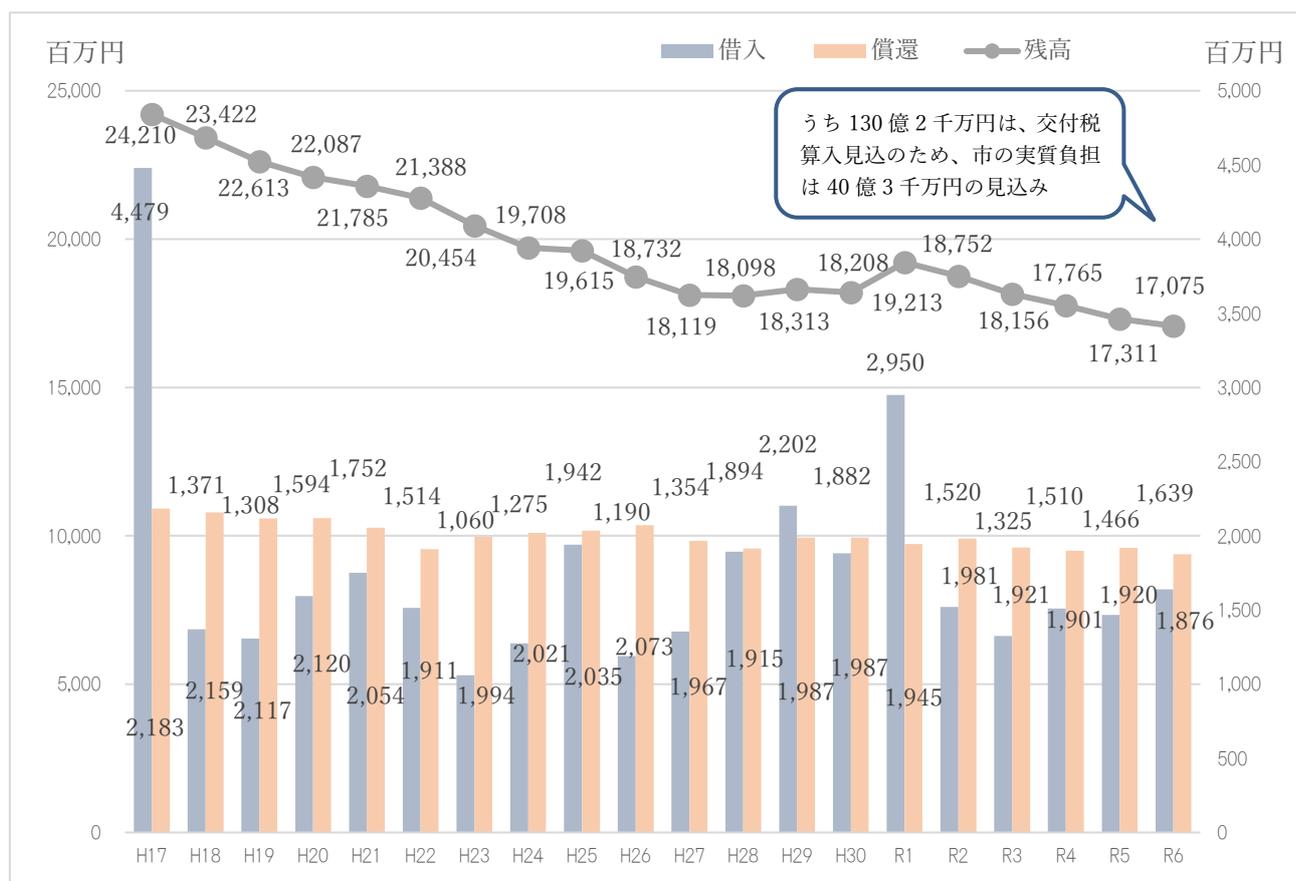
このままでは、大規模災害の発生や、感染症等の影響による歳入の急激な減少などが見込まれる場合に対応できなくなるため、一定規模の基金を確保する取組が必要です。

減債基金：市債の償還見込みにより、他の年度に比べ、償還が多額となる場合や、繰上償還の財源としての活用を検討します。

特定目的基金：基金の設置目的に沿った事業に充当することで、財源不足の改善を図ることができるため、関連事業への活用を検討します。

令和12年度以降は、財源不足対応のため、目的以外の取崩しを行う可能性があります。

(6) 市 債



グラフ 15：普通会計の市債残高及び借入額・償還額の推移（左軸：残高，右軸：借入・償還）

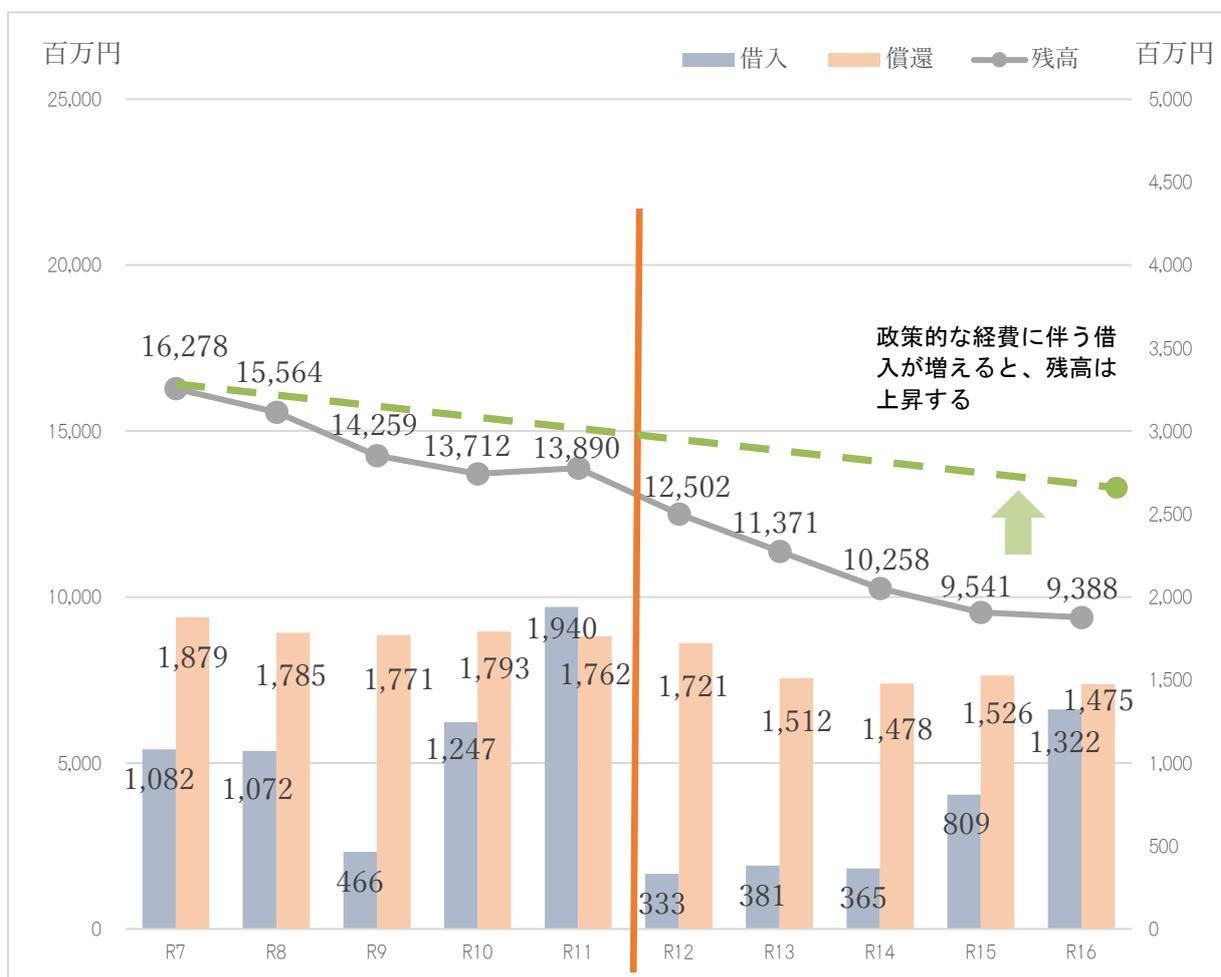
平成17年度末の市債残高は、約242億円でした。償還額と借入とのバランスに留意した財政運営に努め、市債残高は減少しました。平成26年度からは、市債残高が約180億円台で推移しています。

令和元年度の借入が大幅に増加しているのは、公共施設再編整備、消防庁舎整備などによる合併特例債や、平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧事業債によるものです。

また、市債の借入れについては、合併特例債や過疎対策事業債など、後年度に交付税算入のある有利な市債を活用することで、後年度の負担の抑制にも努めてきました。

令和6年度の市債残高、約173億6千万円のうち約132億3千万円は、普通交付税に算入されるため、市の実質的な負担は、約41億3千万円の見込みです。

- 借入の抑制による市債残高の減少
- 計画的な借入による償還額のコントロール



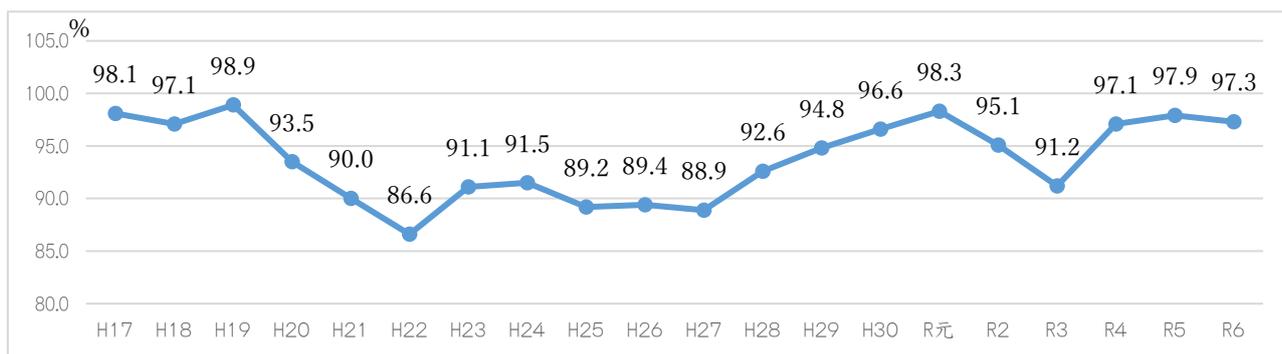
グラフ 16：普通会計の市債残高及び借入額・償還額の見込（左軸：残高，右軸：借入・償還）

令和6年度で合併特例債の発行期限を迎えたため、令和12年度以降は臨時財政対策債と港湾建設事業県負担金など毎年実施する事業に充当される市債だけを見込んでいるため、借入額が少なくなっています。

元金償還額はこれまで借入した市債の償還が続くため、令和16年度まで15～18億円規模で推移が見込まれます。

このまま、建設事業などを行わなければ、借入の抑制と既存の借入の償還終了に伴い、償還額、市債残高は減少する見込みです。しかし、今後、事業が具体化した場合は、政策的な経費に対し市債を借入することになるので、借入額、償還額、市債残高のグラフはそれぞれ上昇します。償還額は、経常的な費用となるため、交付税措置の手厚い有利な起債を活用するなど、計画的な借入に努める必要があります。

(7) 経常収支比率



グラフ 17：普通会計の経常収支比率の推移



グラフ 18：普通会計の経常的な歳入歳出の推移

(単位：百万円)

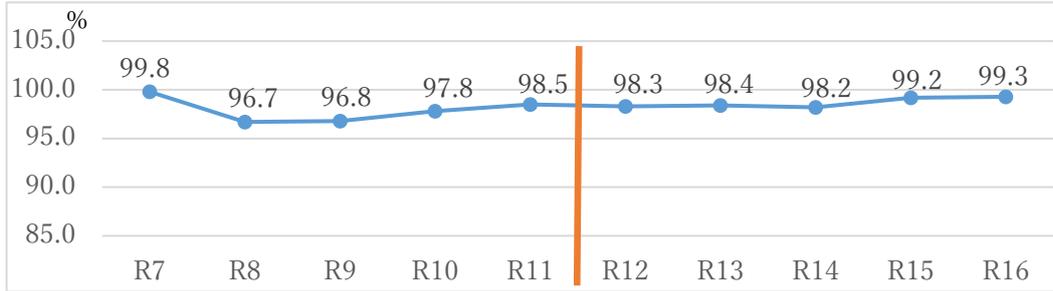
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地方税	2,673	2,758	3,067	3,092	2,937	2,861	2,826	2,719	2,657	2,599	2,558	2,554	2,507	2,491	2,490	2,464	2,401	2,424	2,478	2,421
地方譲与税	238	346	113	108	102	98	95	96	91	86	91	83	83	83	85	86	87	81	81	84
税交付金	379	383	372	326	312	308	292	287	305	347	560	466	482	481	453	549	611	606	619	667
特例交付金等	323	297	251	269	274	289	300	238	229	224	226	219	206	199	276	227	288	223	221	310
地方交付税	5,812	5,654	5,493	5,669	5,727	6,056	6,243	6,190	6,343	6,384	6,380	6,022	5,867	5,724	5,597	5,679	5,929	5,730	5,772	5,767
財産収入、 諸収入	17	21	21	11	9	10	14	27	32	23	19	13	18	15	17	9	13	22	25	26
地方債	666	576	500	469	727	989	655	624	618	597	552	413	411	390	286	300	350	93	42	19
歳入合計	10,108	10,035	9,817	9,944	10,088	10,611	10,425	10,181	10,275	10,260	10,386	9,770	9,574	9,383	9,204	9,314	9,679	9,179	9,238	9,294
人件費	4,049	3,753	3,526	3,509	3,358	3,222	3,259	3,218	2,875	2,791	2,847	2,855	2,864	2,868	2,869	2,894	2,939	2,912	2,938	3,057
扶助費	513	379	477	400	437	458	477	542	524	532	513	493	486	459	495	471	476	482	506	507
公債費	2,272	2,339	2,259	2,115	1,956	1,924	1,951	1,934	1,903	1,919	1,811	1,767	1,826	1,878	1,845	1,902	1,858	1,868	1,886	1,859
物件費	1,286	1,042	1,081	993	1,048	1,181	1,237	1,055	1,287	1,396	1,570	1,442	1,569	1,407	1,434	1,239	1,211	1,361	1,349	1,418
維持補修費	144	324	251	263	223	225	197	183	165	178	161	159	160	140	139	144	137	144	179	167
補助費等	612	710	751	677	616	676	1,265	1,249	1,236	1,185	1,157	1,079	1,084	1,056	1,056	1,023	1,051	1,009	985	962
繰出金	1,036	1,200	1,363	1,342	1,440	1,502	1,108	1,137	1,173	1,172	1,169	1,257	1,086	1,260	1,209	1,182	1,153	1,133	1,205	1,070
歳出合計	9,912	9,747	9,708	9,299	9,078	9,188	9,494	9,318	9,163	9,173	9,228	9,052	9,075	9,068	9,047	8,855	8,825	8,909	9,048	9,040

表 6：普通会計の経常的な歳入歳出の推

経常収支比率は、合併直後 98.1%と高い比率だったため、人件費や物件費などの経常的な歳出の削減に努めることで、86.6%まで低下しました。平成 23 年度に上昇し、90%前後で推移していましたが、平成 28 年度以降、合併特例加算の縮減による地方交付税の減少など経常的な歳入の減少に伴い、再び上昇しています。

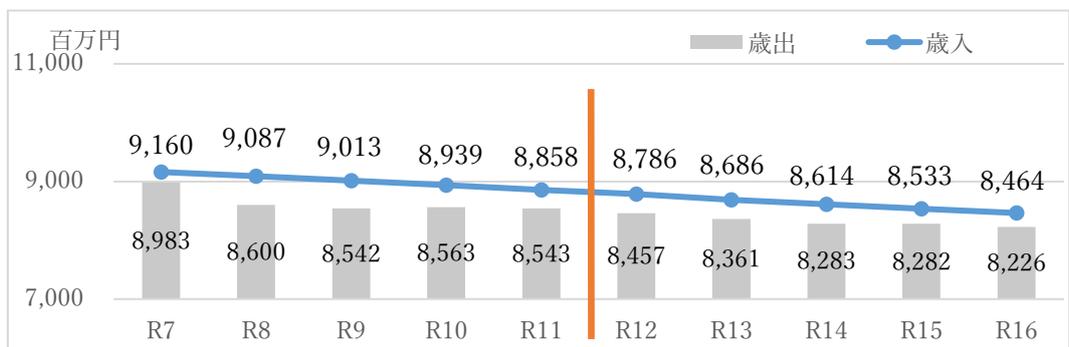
経常収支比率が低い年度は、歳入と歳出（グラフ 18 の折れ線グラフと棒グラフ）との差が大きく、その差の部分を政策的経費や基金への積立などに充てることができました。しかし、歳入と歳出との差が小さくなるに伴い、経常収支比率は上昇しています。

○財政の硬直化の進行
○経常収支比率の改善に向けて、経常的な歳出の削減など継続的な取組の必要性



グラフ 19：普通会計の経常収支比率の見込

経常収支比率の改善が必要



グラフ 20：普通会計の経常的な歳入歳出の見通し

歳入と歳出にほとんど差がないことから、歳入の確保及び歳出の見直しによる収支の差額の拡大が必要

経常収支比率：

毎年、経常的に収入される歳入（市税、地方交付税、税交付金など）のうち、どの程度、経常的に支出される歳出（人件費、扶助費、公債費、物件費など）に使われているかを示す指標。
この値が100%に近いほど、「財政が硬直化している（ゆとりがない）」と言われ、政策的な経費や新規事業に充てることができる財源が少ない状態（財政の弾力性が低い）と言えます。

(単位：百万円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
地方税	2,503	2,471	2,441	2,410	2,381	2,351	2,323	2,294	2,267	2,240
地方譲与税	85	84	83	83	84	83	83	82	81	81
税交付金	671	667	663	659	655	652	647	644	640	636
特例交付金等	227	222	219	217	215	213	211	209	207	205
地方交付税	5,650	5,619	5,583	5,546	5,500	5,464	5,399	5,362	5,316	5,280
財産収入、諸収入	24	24	24	24	23	23	23	23	22	22
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	9,160	9,087	9,013	8,939	8,858	8,786	8,686	8,614	8,533	8,464
人件費	3,013	3,017	2,955	2,975	2,965	2,959	3,032	3,013	2,983	2,954
扶助費	453	433	433	432	431	430	430	429	429	429
公債費	1,876	1,789	1,781	1,803	1,774	1,746	1,540	1,507	1,540	1,487
物件費	1,465	1,358	1,360	1,367	1,389	1,349	1,391	1,389	1,385	1,409
維持補修費	196	198	200	202	204	206	208	211	213	215
補助費等	991	776	800	784	790	782	787	773	783	794
繰出金	989	1,029	1,013	1,000	990	985	973	961	949	938
歳出合計	8,983	8,600	8,542	8,563	8,543	8,457	8,361	8,283	8,282	8,226

表 7：普通会計の経常的な歳入歳出の見通し

今後の見通しでは、経常的な歳出と経常的な収入との差がほとんどなくなり、経常収支比率は100%に近い状況が続きます。

経常収支比率が高い状況が続くと、既存の事業を継続することも難しくなるとともに、新規事業や拡充事業などを実施する財源が限られてしまいます。

市税などの経常的な歳入の減少が見込まれる中、経常収支比率の改善を図るためには、経常的な歳出の削減に努める必要があります。

3 財政運営の健全化のために

次なるまちづくりを見据え、限られた財源を有効に活用し、5年先、10年先も持続可能な行財政経営の基盤の確立に向け、財政の緊縮化による財政健全化に取り組みます。

(1) 財政運営目標

指 標	目 標	令和7年度 当初見込み残高
財政調整基金の残高	大規模災害や老朽化に伴う公共施設等の更新への備えとして、30億円以上の残高を確保する	約43億円

(2) 取組項目（令和7年度～令和11年度）

財政運営目標を達成するため、歳入の確保と歳出の削減による財政調整基金の取崩し額の縮減に取り組みます。

項 目	内 容	目標額
歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○国や県の施策の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の有効活用 ○未利用財産の利活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・売却や貸付による有効活用 ○寄附制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度の充実 	7億円
歳出の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○各種補助金の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・必要性の検証と、補助内容の見直しを実施 ○公共施設のあり方等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の維持管理及び運営形態の見直し ○事務事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・事業の「必要性」、「有効性」、「効率性」の視点から抜本的な見直しを実施 	8億円
計		15億円

Ⅲ 行財政改革の推進

まちの「未来」を描くために必要な重要施策や、新たな課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、それらに必要な財源や人材を確保していかなければなりません。

そのための手段として、行財政改革に取り組みます。

(行財政改革は、手段であり目的ではありません。)

第1次から第4次(平成17年度～令和6年度)までの行財政改革実施計画においては、地域活動の拠点施設や、小・中学校及び保育施設の再編整備など、地域社会を形成するための取組を行うとともに、事業の見直しや組織のスリム化を実施してきました。

人口減少が進み、自由に使える財源も減少する中、自立した基礎自治体としてあり続けるために、第5次となるこの5年間(令和7年度～令和11年度)は、時代に沿った行政運営を行うための、職員の意識改革や人材育成などに積極的に取り組んでいきます。

具体的には、「事業説明書」を重要なツールとして、予算要求や決算審査時に必要性や、効果・効率の検証を行うことで、成果志向や課題解決力の向上を図るとともに、財政調整基金の取崩し額の縮減に必要となる、財源の確保に取り組みます。

1 基本方針と取組項目

基本方針① 歳入規模に見合った持続可能な財政運営
◆ 事務事業の選択と集中による歳出削減
◆ あらゆる資源・制度を活用した歳入確保
◆ 特別会計・企業会計等の経営健全化及び削減
基本方針② 人口減少を見据えた行政運営
◆ 効果的で効率的な組織づくり
◆ 必要性や費用対効果の検証による事務改善の実施
◆ 拠点施設の有効活用と公共施設のあり方の見直し
◆ DXの活用とアウトソーシングの実施
基本方針③ 時代に沿った意識改革と人材確保等の推進
◆ 時代に沿った行政課題に対応できる専門人材の確保
◆ 職員の意識改革と人材の育成
◆ 働きやすい職場づくり

2 実行項目

基本方針① 歳入規模に見合った持続可能な財政運営		主導課
◆ 事務事業の選択と集中による歳出削減		
1	予算編成プロセスの改善	財政課
	<p>○ 必要性の高い事務事業へ重点的に予算配分できるよう、全事業（業務）を対象に、事業説明書を作成し、決算状況も踏まえて、事業の必要性や効果・効率等の検証を行い、予算編成に反映させます。</p> <p>○ 第3次定員適正化計画に基づく職員定数を考慮した予算編成を行います。</p>	
2	補助制度の見直し	関係課
	<p>○ 補助金の役割や効果を検証し、適正な制度運用が行われているか点検するため、補助金調書を作成し、補助金交付要綱や補助基準の整備など、必要な見直しを行います。</p>	
◆ あらゆる資源・制度を活用した歳入確保		
3	財政運営目標の設定	財政課
	<p>○ 国や県の動向を注視しながら、財政運営の健全化のため、財政調整基金の取崩し額を縮減し予算規模の適正化に取り組みます。</p>	
4	未利用財産の売却の推進	財産管理課
	<p>○ 未利用財産については、必要な条件整理を着実かつ迅速に進め、売却を促進します。</p>	
5	ふるさと納税制度の充実	財政課
	<p>○ ふるさと寄附金については、寄附金額の増加を図るため、新たな事業者や返礼品、寄附金額の見直しを行います。</p>	
◆ 特別会計・企業会計等の経営健全化及び削減		
6	特別会計の健全な運営	関係課
	<p>○ 国民健康保険や介護保険など、特定の収入をもって事業を行う特別会計については、収納率向上に向けた取組や事業運営状況を検証し、長期的な視点に立って適切な管理運営を行います。</p>	
7	下水道事業経営戦略に基づく取組の推進	下水道課
	<p>○ 使用料の料金改定や収納率の向上による財源の確保、施設の統廃合、下水道ストックマネジメント計画に沿った施設更新の平準化などの取組により、経営の健全化と他会計からの繰入金を縮減を図ります。</p>	
8	外郭団体等の適正運営の推進	関係課
	<p>○ 江田島市土地開発公社、沖野島マリーナ株式会社及び江田島バス株式会社について、自律的経営に取り組めます。</p>	

基本方針② 人口減少を見据えた行政運営		主導課
◆ 効果的で効率的な組織づくり		
9	職員定数の見直し	総務課
	○ 最小の経費で最大の効果を挙げるため、「第3次定員適正化計画」に基づき、将来の人口減少に見合った職員定数に見直します。	
10	組織体制の見直し	総務課
	○ 類似業務を集約し、組織を再編することで、市民の皆様に便利で分かりやすい行政サービスを提供するとともに、業務の効率化を図ります。	
11	組織マネジメントの機能強化	総務課・財政課
	○ 事業の構築、予算編成及び執行過程において、各部及び各課におけるマネジメント機能の強化を図ります。	
◆ 必要性や費用対効果の検証による事務改善の実施		
12	業務プロセスの見直し	財政課
	○ 予算編成プロセスの改善で作成した事業説明書を活用し、事務の必要性と費用対効果を検証します。 ○ 契約事務について、一般競争入札や電子入札の導入など入札制度の見直しを行います。	
◆ 拠点施設の有効活用と公共施設のあり方の見直し		
13	地域コミュニティの強化	関係課
	○ 地域の各種団体が連携した「まちづくり協議会」の活動を促進し、拠点施設を中心とした協働のまちづくりを推進します。 ○ 医療・介護・福祉など関係機関の多職種が連携し、地域包括支援センターを中心とした「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりを推進します。 ○ 防災に対する意識の醸成や、地域の防災力の向上、緊急時・災害時に必要な人に支援が行き届く仕組みづくりなど、地域における防災対策の充実に取り組みます。	
14	「公共施設等総合管理計画」等に基づく全庁的なマネジメントの実施	財産管理課・関係課
	○ 「公共施設のあり方に関する基本方針」及び「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の必要性、あり方及び運営形態等を見直しを行います。 ○ 法定外公共物等についても、必要性や維持管理方法の見直しを行います。	
◆ DXの活用とアウトソーシングの実施		
15	コンビニ交付の導入	デジタル改革課・関係課
	○ マイナンバーカードを利用して、住民票などの証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスを始めます。	
16	ワンストップ窓口の導入	関係課
	○ 家族の死亡等に伴う市役所での手続きを、原則ワンストップで対応する「ワンストップサービス（仮称）」を導入します。	
17	業務フローの見直し	デジタル改革課・関係課
	○ 業務フロー図を基に、事務の見直しを行い、RPA（業務の自動化）などのデジタルツールを活用した業務プロセスの自動化と効率化を図ります。	

基本方針③ 時代に沿った意識改革と人材確保等の推進		主導課
◆ 時代に沿った行政課題に対応できる専門人材の確保		
18	多様な行政課題に対応できる専門人材の確保	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員採用試験のあり方を毎年度検証し改善を図るとともに、社会人経験者の採用を積極的に進めます。 ○ DXや大規模災害、福祉など、喫緊の新たな行政課題に対応できる専門人材が不足しているため、外部人材の登用を始め、県や周辺市町との連携により、専門人材を確保します。 ○ 若手職員については、概ね10年以内に窓口や現場対応を経験させ、行政の基礎知識や現場対応力の習得に努めます。 ○ 中堅以上の職員については、これまでの経験や知識の継承を意識した人事異動を行います。 ○ 専門的分野においては、職員の意欲に応じて長期間在籍するスペシャリストを養成するとともに、外部人材を活用したスキルの習得に取り組みます。 ○ 県や周辺市町と連携し、「DX Shipひろしま」や「広島防災人材機構」等の枠組みを活用した専門人材の育成に取り組みます。 	
◆ 職員の意識改革と人材の育成		
19	時代に沿った意識改革の推進	総務課・財政課・関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の意識は、実践により変わっていく（定着する）ものであり、予算編成や日々の業務等を実践する中で意識改革を図ります。 ○ 職員が職務で発揮した能力と業績を適切に評価し、職員のモチベーション向上と意識改革につなげていけるよう人事評価制度を見直します。 ○ 職員としての使命と責任の自覚を促し、職務遂行に必要な知識・技能、職位に応じたマネジメント能力を取得する研修を行います。 ○ 県や周辺市町と連携し、「DX Shipひろしま」や「広島防災人材機構」等の枠組みを活用した専門人材の育成に取り組みます。 ○ 地域住民の複合的で複雑な課題等の解決を図るため、専門家による相談支援を実施するとともに、包括的な窓口の設置に向けて取り組みます。 	
◆ 働きやすい職場づくり		
20	働きやすい職場づくり	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江田島市特定事業主行動計画に基づき、働き方改革や子育て支援への参画を進めるため、時間外勤務の削減、有給休暇の取得、育児休業の積極的取得などによる、職員のワークライフバランスの向上を図ります。 ○ メンタル不調による休職者や早期退職者数の減少に向け、事務事業の検証と見直しを進め、DXを活用した業務の改善を図ります。 	

《実行項目の該当する取組項目》

番号	基本方針 ◆取組項目 実行項目	①歳入規模に見合った持続可能な財政運営			②人口減少を見据えた行政運営				③時代に沿った意識改革と人材確保等の推進		
		事業の選択と集中による歳出削減	確保 あらゆる資源・制度を活用した歳入	特別会計・企業会計等の経営健全化及び削減	効果的で効率的な組織づくり	必要性や費用対効果の検証による事務改善の実施	拠点施設の有効活用と公共施設あり方の見直し	D×の活用とアウトソーシングの実施	時代に沿った行政課題に対応できる専門人材確保	職員の意識改革と人材育成	働きやすい職場づくり
1	予算編成プロセスの改善	●	○	○	○	○					
2	補助制度の見直し	●	○	○		○	○				
3	財政運営目標の設定	○	●	○		○					
4	未利用財産の売却の推進		●				○				
5	ふるさと納税制度の活用		●								
6	特別会計の健全な運営	○	○	●		○					
7	下水道事業経営戦略に基づく取組の推進	○	○	●	○	○					
8	外郭団体等の適正運営の推進	○	○	●	○	○					
9	職員定数の見直し	○			●	○		○	○	○	○
10	組織体制の見直し			○	●	○		○	○	○	○
11	組織マネジメントの機能強化				●	○		○	○	○	○
12	業務プロセスの見直し	○	○	○	○	●		○	○	○	○
13	地域コミュニティの強化	○			○		●		○	○	
14	「公共施設等総合管理計画」等に基づく全庁的なマネジメントの実施	○	○	○	○	○	●	○			
15	コンビニ交付の導入	○			○	○		●			
16	ワンストップ窓口の導入				○	○		●		○	
17	業務フローの見直し	○			○	○		●	○	○	○
18	多様な行政課題に対応できる人材の確保				○	○		○	●	○	○
19	時代に沿った意識改革の推進	○	○		○	○		○	○	●	○
20	働きやすい職場づくりの推進				○	○		○	○	○	●

●：実行項目として掲げた主要な取組項目

○：その他該当する取組項目

3 進行管理

実行項目に基づき取組を推進し、実施状況をフォローアップの上、毎年度公表するとともに、随時必要な見直しを行います。